

就業せしめ、且つ毎朝就業前炊事、子守、洗濯、掃除等夫々當番に依り契約外の家事に従事せしむるので其の酷使に堪へずとし五月六日夜家人の隙を窺ひ徒弟一同福岡市外香椎村徒弟森某の實家に引揚げ各自宅より父兄を呼び寄せ協議の結果五月八日次の要求をなしたのである。

九、要求書提出

要求事項

- 1、御家に關する炊事、子守、洗濯等を全廢すること、割當番を廢すること
- 2、食事を改良する事
- 3、睡眠時間を八時間與ふる事
- 4、公休日當番のものは翌日を公休日とする事
- 5、契約期間内に全部の教授を終る事

- 6、御禮奉公は各自隨意の事
 - 7、仕事家を別に設くる事
- 十、經過—自然解決

事業主は徒弟一同の罷業並に右要求に對し一應事件の悪化を防止すべく調停者に依り解決方斡旋せしむるところありたるも、
徒弟側に於ては、師弟約定證通の完全なる教授をなさず且つ炊事子守等の家事使用を以て契約違反なりとして既に納入したる食費（一ヶ月一人五圓宛十ヶ月分の食費）拂戻を要求し之に應ぜざれば契約不履行の告訴を提起せんとするに對し、事業主に於ては、罷業十數日を経過するも歸断しないので圓滿解決望みなしとして五月十九日より數名の臨時雇を以て事業を繼續し、且つ徒弟側の逃去に對しては師弟約定證第二條